

令和 8 年 5 月月例 6 月定例記者会見

〔01_生駒市と奈良県司法書士会が連携協定を締結〕

（資料）https://www.city.ikoma.lg.jp/cmsfiles/contents/0000041/41393/080521_010.pdf

市長 【別添資料に基づき説明・挨拶】

山本会長 【挨拶・説明】

【 質疑応答 】

記者 今回の協定は、自治体としては、県内初ということですか。

山本会長 遺贈寄附としては、生駒市が県内で初めての提携先です。

記者 前月、民間企業との遺贈寄附窓口の提携もありましたが、今回の司法書士会との協定は、寄附窓口を強化し補うという意味でしょうか。

市長 相続時の不動産登記等、司法書士に相談する中で遺贈寄附の話が出てくる場合もあり、生駒市の遺贈に関する相談窓口を多くし、体制をより強化したということです。

担当課 前月、提携した民間企業は東京の会社ですが、今回、司法書士会と結ばせていただくことで地域の実務家とネットワークができ、対面でのご相談が可能になるということです。

記者 相談した場合の手数料は。

山本会長 初回の相談については無料です。遺言作成や遺贈執行等の具体的な業務を依頼する場合は、通常業務として費用が発生します。

記者 生駒市に遺贈が決まった時点で報酬が発生するということですか。

山本会長 報酬は、遺贈が決まった時点で発生します。

記者 寄附される市民は、司法書士会に相談するのか、市役所に相談するのかどちらでしょう。

市長 相談先は司法書士会や市役所など様々で、遺贈寄附を希望する方が相談先を選ばれることになります。生駒市としては、寄附の相談先として可能性が高いところと、遺贈寄附についての協定や連携をしていくことが必要であると考えています。

記者 今回のスキームでは寄附を希望する市民の方と司法書士との相談で市が遺贈を受けた不動産の登記等を行う場合、市と司法書士会が推薦した司法書士会会員との間で受託契約が発生するということですか。

山本会長 そうということです。

記者 会推薦の司法書士会会員が、遺贈される方やご遺族の方の遺贈寄附や相続登記等の相談に乗ってくださるということですか。

山本会長 遺贈については、遺言が前提となるものであり、その作成や遺言執行について司法書士がその役割を担うことができます。また、ご遺族の相続登記等についてもご相談いただくことは可能です。

前田副会長 今回の協定は、生駒市への遺贈寄附を希望する方の要請を実現するもので、生駒市から司法書士会に推薦依頼をいただき司法書士会会員が遺贈寄附を希望する方の相談を無料で承ります。一方、遺贈寄附を実現するための遺言書の作成等は、通常業務となり費用が発生します。

記者 わかりました。ありがとうございました。

〔02_令和 8 年生駒市議会(第 5 回)定例会 提出案件〕

(資料) https://www.city.ikoma.lg.jp/cmsfiles/contents/0000041/41393/080521_020.pdf

市長 【別添資料に基づき説明】

〔02-01_生駒市行政組織条例の改正について〕

(資料) https://www.city.ikoma.lg.jp/cmsfiles/contents/0000041/41393/080521_021.pdf

【 質疑応答 】

記者 今回、スマートシティ推進部をつくることで、組織の大幅な再編となるのでしょうか。

市長 新たにスマートシティ推進部をつくることにより、デジタルに精通したより良い人材を広範囲に求めるとともに、デジタルイノベーション推進課などが行っている各課個別の対応が必要なものの、横展開が可能なものなどの判断や業務推進をスマートシティ推進部が引き継ぎ、司令塔あるいは伴走者としての役割を今まで以上に強化していくものです。

記者 今回、新設する部の規模は。

市長 当初はデジタルイノベーション推進課と総務課にある情報システム管理室の二つを中心に構成する予定ですが、今後、AI や統計、オープンデータの利活用など様々な ICT 技術の進化によりさらなる対応が必要なことも想定されます。

記者 部の新設について、より多くのデジタルの専門人材を採用するのですか。

市長 現状でもデジタル関連に強い人材の採用枠を設けて募集していますが、デジタル人材だけではうまく回らないので、新規採用職員や現在、各課で業務に携わっている職員とデジタル関連枠の職員との連携も重要視しています。

記者 統計やオープンデータの利活用とは、どのようなイメージですか。

市長 現状でもオープンデータを利用して無償アプリを作成し利用していただいているケースがあります。今後、生駒市の DX の進展により保有するデータをもとに市独自や他の機関・個人と協力して市民に役立つ情報等を提供することができるのではないかと考えております。

〔02-02_訴訟上の和解について〕

(資料) https://www.city.ikoma.lg.jp/cmsfiles/contents/0000041/41393/080521_0221.pdf

【 質疑応答 】

記者 損害賠償請求で和解となるとのことですが、市が支払う金額は発生するのですか。

市長 今回の和解では、生駒市からの謝罪と今後の再発防止とそのための体制整備を行うことでご理解いただき、損害賠償は請求されないものです。

記者 わかりました。和解の日は何日付ですか。

担当課 和解成立には議会での議決が必要で、6 月議会での議決後、正式な和解の成立は次の公判日である 7 月 8 日になる予定です。

記者 奈良地裁からの和解勧告は、いつされたのでしょうか。

担当課 勧告を受け和解協議を開始したのは、令和 7 年 3 月 18 日となります。

記者 その後、協議をし令和 8 年 3 月 4 日に原告と合意を得たということですか。

担当課 その通りです

〔03 脱炭素モデル自治会が12 地区へ拡大！〕

(資料) https://www.city.ikoma.lg.jp/cmsfiles/contents/0000041/41162/080424_03.pdf

市長 【別添資料に基づき説明】

【 質疑応答 】 なし

〔その他〕

記者 生駒市での中学校の部活動の地域移行の状況についてお願いします。

市長 担当課長が地方自治体の代表として国の委員会に参加していたこともあり、民間の指導者をどう確保していくかの課題については、民間のスポーツ団体等の皆さんに早い段階から相談をして、指導者としてお力をいただくことができ、概ね上手く機能していると考えております。

一方、部活動ごとにみていくと、競技人口が少ないことで活動場所が限られ移動の問題が発生することや文化系の部活動の指導者の確保などが課題と認識しており、今後対応していく必要があると考えております。